

一般社団法人日本生物教育学会 編集委員会規程

〈名称〉

第1条 本委員会は、「編集委員会」と称する。

2 英語名称は“Editorial Board”とする。

〈目的〉

第2条 本委員会は、一般社団法人日本生物教育学会定款（以下、定款）第4条(2)に基づき「生物教育」(Japanese Journal of Biological Education)の発行の実務を行うことを目的とする。

〈事業〉

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 「生物教育」の企画、編集、発行の基本方針に関すること。
- (2) 投稿規定等の制定、改廃に関すること。
- (3) 論文、資料等の投稿受付、査読審査に関すること。
- (4) 論文掲載の決定に関すること。
- (5) その他、刊行に関すること。

〈委員会の構成〉

第4条 本委員会は、委員長及び10~20名の編集委員をもって構成する。

- 2 委員長は定款43条2に基づき、理事会の決議により、会長が委嘱する。委員長は、委員会の運営を統括する。
- 3 編集委員は正会員の中から、委員長の推薦により、理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 4 委員長の指名により、編集委員の中から副委員長を若干名置くことができる。副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたときはその業務を行う。

〈委員の任期〉

第5条 編集委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

〈委員会の開催〉

第6条 委員長は各年度1回以上、編集委員会を開催する。また、必要に応じ、通信による会議を開催することができる。

〈経費〉

第7条 委員会の経費は、日本生物教育学会より支弁された費用によって賄う。

〈規程の改廃〉

第8条 本規程の改廃は、日本生物教育学会理事会の承認を得て行う。

付則

本規程は、日本生物教育学会理事会の承認を経て、2024年12月6日から発効するものとする。